

四日市市事業所税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 1 号

四日市市事業所税規則の一部を改正する規則

四日市市事業所税規則（平成 2 2 年四日市市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 3 条関係） 事業所税の減免				別表（第 3 条関係） 事業所税の減免			
No	施設等	減免割合		No	施設等	減免割合	
		資産 割	従業 者割			資産 割	従業 者割
(略)				(略)			
7	旧中小企業振興事業団法（昭和 4 2 年法律第 5 6 号）の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 3 1 年法律第 1 1 5 号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、 <u>法第 7 0 1 条の 3 4 第 3 項第</u>	全部	全部	7	旧中小企業振興事業団法（昭和 4 2 年法律第 5 6 号）の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 3 1 年法律第 1 1 5 号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、 <u>法第 7 0 1 条の 3 4 第 3 項第</u>	全部	全部

	18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの		
(略)			
10	果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年農林省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。)	2分の1	
(略)			

	19号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの		
(略)			
10	果実飲料の日本農林規格(平成10年農林省告示第1075号)第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年農林省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。)	2分の1	
(略)			

1 5	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で <u>中小企業等経営強化法</u> （平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	2 分の1	
(略)			
1 7	藺（い）製品の製造を行う者	2 分の1	

1 5	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u> （平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	2 分の1	
(略)			
1 7	藺（い）製品の製造を行う者	2 分の1	

<p>が原材料又は 製品の保管の 用に供する<u>施</u> <u>設</u>（藺製品と併 せ製造するポ リプロピレン 製花筵（むし ろ）に係るもの を含む。）</p>		<p>が原材料又は 製品の保管の 用に供する<u>施</u> <u>設</u> （藺製品と併 せ製造するポ リプロピレン 製花筵（むし ろ）に係るもの を含む。）</p>	
<p>（略）</p>		<p>（略）</p>	

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

## 事業所等の 新設・廃止 申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>受付 印</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 四日市市長</p>	申 告 者	住 所 (本店所在地)	
		四日市所在地 (主たる事業所)	
		(フリガナ) 法人名(氏名)	
		(フリガナ) 代表者氏名	
		この申告に 応答する者の氏名	電話番号

次のとおり事業所等を 新設 廃止 したので、四日市市税条例第151条の11第1項の規定により、申告します。

事業年度	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日					
事業種目				資本金	万円	
				従業者数	人	
新 設 ・ 廃 止 事 業 所 等	新設・廃止 年 月 日	年 月 日 新設 ・ 廃止				
	事業所等の 所在地					
	事業所等の 名称			ビル等の名称		
	事 業 所 積 床 面 積	専用床面積		m <sup>2</sup>	家屋の 所有者	自己所有 ・ 賃貸
		共用床面積		m <sup>2</sup>		
		床面積計 ①		m <sup>2</sup>	従業者数 ①	人
	既存の全ての 事業所等	床面積 ②		m <sup>2</sup>	従業者数 ②	人
合 計	①+②		m <sup>2</sup>	①+②	人	
事業所等を借りている場合、貴社に貸している方(家屋の所有者)の氏名等を次に記載してください。						
住所又は所在地						
氏名又は名称					電話番号	
関与税理士名					電話番号	
備考						

- ※ この申告書は、事業所等の新設又は廃止のあった日から1か月以内に提出してください。
- ※ ①の欄は、新設又は廃止した事業所用家屋の延べ床面積及びその新設又は廃止による従業者の増減数を記載してください。ただし、廃止の場合は、数字の前に「-」(マイナス)の記号を付してください。

## 事業所用家屋の貸付等申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付 印             </div> 年 月 日  (宛先) 四日市市長	申告者	住 所 (本店所在地)	
		(フリガナ) 氏名(名称)	
		(フリガナ) 代表者氏名	
		この申告に 応答する者	電話番号

次のとおり事業所用家屋を貸し付けていますので、地方税法第701条の52第2項及び四日市市  
税条例第151条の11第2項又は第3項の規定により申告します。

家屋の所在地		家屋の名称 (ビル等の名称)		(地下 階) (地上 階)			
家屋の延べ床面積 (②+⑤) ①		専用部分の床面積 (③+④) ②		共用部分の床面積 (⑥+⑦) ⑤			
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
内 訳		内 訳		内 訳			
事業所用の 床面積 ③		非課税に係る 床面積 ⑥		非課税以外の 床面積 ⑦			
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
人の居住用の 床面積 ④		非課税以外の 床面積 ⑦		非課税以外の 床面積 ⑦			
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
使用者の 明細	階 (室番号)	使用者の住所又は所在地	貸付等年月日	専用床面積		合計床面積	
		使用者の氏名又は名称	事由	共用床面積			
			年 月 日		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
			貸付・変更・解約		m <sup>2</sup>		
			年 月 日		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
			貸付・変更・解約		m <sup>2</sup>		
			年 月 日		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
			貸付・変更・解約		m <sup>2</sup>		
			年 月 日		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
			貸付・変更・解約		m <sup>2</sup>		
			年 月 日		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
			貸付・変更・解約		m <sup>2</sup>		

※ この申告書は、貸付を行った日又は異動があった日から1ヶ月以内に提出してください。

※ 使用者の氏名又は名称の欄は、空室の場合は「空室」と、自ら使用している場合は「自己使用」と記載してください。

## 事業所税減免申請書

年 月 日

(宛先) 四日市市長	受付 印	(フリガナ) 氏名(名称)		住 所 (本店所在地)	
	(フリガナ) 代表者氏名		この申請に 応答する者	電話番号	

四日市市税条例第151条の13第2項の規定により、次のとおり事業所税の減免の申請をします。

事業年度又は課税期間	年 月 日 ~ 年 月 日		事業種目			
減免対象 事業所等 の明細	事業所用家屋の所在地 (用途)	減免を受けよう とする理由等	減免の対象となる 床面積 給与額	減免 割合	減免される 床面積 給与額	
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
			円		円	
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
			円		円	
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
			円		円	
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
			円		円	
減 免 額	区分	減免床面積合計 減免給与総額合計	減免額の計算	減免額 ③	減免前の税額 ④ (事業所税額)	差引納付額 ④-③
	資産割	m <sup>2</sup>	① × 600円 (1円未満切上げ)	円	円	/
	従業者割	円	② × 0.25/100 (1円未満切上げ)	円	円	/
	合 計		(100円未満切上げ)	00 円	00 円	00 円

※ この申請書は、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて提出してください(減免部分を色分けした平面図等)。

※ この申請書は、事業所税の申告書と併せて、納期限前7日までに提出してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則(令和3年四日市市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)	(略)	
北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例施行規則(平成25年四日市市規則第19号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市補助金等交付規則(昭和	(略)	



57年四日市市規則第11号)		
四日市市事業所税規則(平成22年四日市市規則第30号)	第1号様式から第3号様式まで	署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)をした場合に限る。
北勢地方卸売市場に係る国有資産等所在市町村交付金の特例を定める条例施行規則(平成25年四日市市規則第19号)	(略)	
(略)		

(財政経営部市民税課)